WENPING Since 1949

パットワールド PATWORLD®

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 187 2017年11月28日

ミャンマー商標法の採択

目下、ミャンマー商標法は議会で審議中だが、2017年末に発効される見込み。新しい商標法は「先願主義」を採用しており、商標法が発効され次第、早期に商標登録出願するのがベストといえる。

新法の特徴は、以下の通り

- ミャンマー知的財産局(the Myanmar Intellectual Property Office; MIPO)の創設
- 保護対象となる標章:商標、サービスマーク、証明商標、団体商標、その他匂いの商標、音の商標など非伝統的商標も保護対象となる。
- 先願主義
- 商標の存続期間は10年、更新によりさらに10年存続期間延長が可能だが、登録商標の 3 年不使用を理由に、該商標登録に対する取消請求が可能
- 現地代理人に依頼することで、海外からの出願も可能、出願時に「使用意思の宣言書:"Declaration of Intention to use"」の提出が必要
- 侵害行為に対し、商標権者は民事、刑事での権利行使が認められる。刑事罰として、3年以下の懲役などが規定される。商標権者は自己の登録商標を税関登録することで、侵害品の輸入・輸出を防ぐことができる。
- <u>商標法への移行</u>

  現在、「所有者宣言:"Declaration of Ownership"」で商標を登録していた商標所有者は、新法施行後3年以内に再出願し、新たに審査を受ける必要がある。(移行期間の"3 年"については、優先権が認められるのか否か、詳細が確認出来次第、改めてご案内申し上げます)

(出典 Chadha & Chadha IP)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。